

行政改革大綱改定検討部会 審議経過

1. 改定の理由

現行の行政改革大綱の計画期間の最終年度（平成 19 年度）到来
第四次長野市総合計画の策定
社会経済情勢の変化及び新たな地方行革の取り組みへの対応

2. 改定の経緯及び今後の予定

平成 18 年 11 月	行政改革推進審議会に行政改革大綱改定検討部会を設置
平成 19 年 1 月	第 1 回行政改革大綱改定検討部会（1/25）
2 月	第 2 回行政改革大綱改定検討部会（2/22）
3 月	部会審議状況を審議会に報告
4 月	第 3 回行政改革大綱改定検討部会（4/27）
5 月	第 4 回行政改革大綱改定検討部会（5/25）
6 月	第 5 回行政改革大綱改定検討部会（6/29）
7 月	行政改革推進審議会に報告（7/23）

（予定） 9 月	パブリックコメント
11 月	行政改革推進審議会 答申
12 月	庁議（部長会議）で新行政改革大綱決定

3. 新行政改革大綱（案）の概要

- (1) 平成 15 年に策定した行政改革大綱（「パートナーシップによるまちづくり」など 3 つの視点による改革）及び平成 18 年に策定した長野市財政構造改革プログラムに基づいて行政改革を進めてきたが、厳しい市の財政状況を踏まえ、更に行政改革を進めていく必要がある。
- (2) 全ての改革の前提となる「行政改革の基本方針」として、行政サービス提供の市の責任、民間活力の活用の継続、市民負担の公平性の確保、持続可能な行財政運営の推進の 4 点を定めた。
- (3) 今後 5 年間で「重点的に取り組むべき事項」として、職員数の削減、市民と市の役割分担の適正化、使用料など受益者負担の見直し の 3 点を定めた。
- (4) 具体的な取り組みについては、第四次長野市総合計画基本計画第 2 編『行政経営』のうち、政策 0-4「行政改革の推進と効率的な行財政運営」、及び政策 0-5「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」の内容と整合を図った。